

八千代市ふれあいプラザにおける施設利用の緩和について

八千代市ふれあいプラザの利用に当たり、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、飛沫や大きな発声を伴う活動（吹奏楽の演奏や合唱、コーラス、詩吟、民謡等）について利用のお断りをしてまいりましたが、「新しい生活様式」及び業界団体が作成した「感染拡大予防ガイドライン」を取入れた感染防止対策の実施を前提とし、7月17日から第3会議室においては利用を可能といたします。

利用者の皆様には、引き続き感染拡大防止のための取組みにご理解とご協力をお願い申し上げます。

1 施設利用の緩和日

令和2年7月17日（金）から

2 「新しい生活様式」等を取入れた感染予防対策

- 3つの密（密閉・密集・密接）を避ける
 - ・各施設の定員を超える人数で利用しないようお願いします。
 - ・人との接触を避け、対人距離を2m（最低1m）確保し、対面を避けるようお願いします。
 - ・近距離での会話、多数の人が集まり大きな声を出すことは避けるようお願いいたします。
- 健康チェックと手洗い等の徹底
 - ・利用前にご自宅で検温してくださいますようお願いします。
 - ・入館時やご利用後も石鹸や流水でのこまめな手洗いをお願いします。
※入館時には、消毒用アルコールで手指の消毒をお願いします。
 - ・咳エチケット、マスク着用（一部運動時及び熱中症のリスクがある場合を除く）の徹底をお願いします。
- 感染拡大予防ガイドラインの実践
 - ・各種業界団体が策定した「感染拡大予防ガイドライン」に基づく、感染防止対策を遵守・徹底してくださいますようお願いします。
 - ・「感染拡大予防ガイドライン」が策定されていない場合は、類似する業界のガイドラインを参考に対策を徹底してくださいますようお願いします。
- 以下の事項に該当する場合は、来館をお断りします。
 - ・37.5度以上の発熱がある場合（又は平熱比1度超過の場合）
 - ・息苦しさ（呼吸困難）・強いだるさ（倦怠感）、咳、のどの痛みがある場合
 - ・過去14日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航並びに当該在住者との濃厚接触がある場合
 - ・同居家族や身近な知人に、感染の疑われる方がいる場合
- 来館者に感染が確認されたときに備え、利用者名簿（氏名・連絡先等）の記入・提出をお願いします。
※収集した情報は、感染者が発生したとき、保健所等の公的機関へ提供する場合があります。

3 7月17日からの施設ごとの利用について

施設名	利用可能な活動	利用禁止する活動
第3会議室	<p>「新しい生活様式」を取入れた感染予防対策及び各種業界団体が策定した「ガイドライン」を遵守・徹底する場合は、全ての活動において利用可能となります。</p>	<p>左記の事項を遵守・徹底できない場合は、利用不可となります。</p>
大広間・第1・2会議室・娯楽室	<p>「新しい生活様式」を取入れた感染予防対策及び各種業界団体が策定した「ガイドライン」を遵守・徹底する場合は、利用可能となります。</p> <p>※詩吟や民謡で利用する場合、原則、発声者は1人とします。</p>	<p>○発声・飛沫を伴う「合唱、コーラス」のほか「トランペット、ハーモニカ、オカリナ」など吹奏楽器の演奏</p> <p>※合唱における「ハミング練習」、吹奏楽における「弦楽器・打楽器」等の練習は利用可能となります。</p> <p>○左記の事項を遵守・徹底できない場合は、利用不可となります。</p>

※感染拡大予防ガイドラインが策定されていない場合は、類似する業種のガイドラインを参考に対策を徹底していただきます。

※施設の利用に当たっては、今後、国及び千葉県の動向、本市における感染者の発生状況等を踏まえ、変更する場合があります。

4 各施設の利用者の上限人数

施設	6月30日まで	7月1日から
温水プール	混雑時にはお待ちいただくことがあります。	
スポーツ室	20人	
アスレチック室	11人	
体育室	50人	
大広間1	40人	60人
大広間2	45人	72人
大広間3	25人	36人
浴室	男女各20人	
娯楽室（団体）	10人	
娯楽室（個人）	10人	
第1会議室	10人	
第2会議室	6人	
第3会議室	40人	
料理講習室	利用不可	5人（1テーブル1人）
自習室	9人	
ヘルストロン	4人	

[お問い合わせ]

八千代市ふれあいプラザ

電話：047-487-1511(または 047-487-1512)

八千代市健康福祉部健康福祉課

電話：047-483-1151(内線 3212)